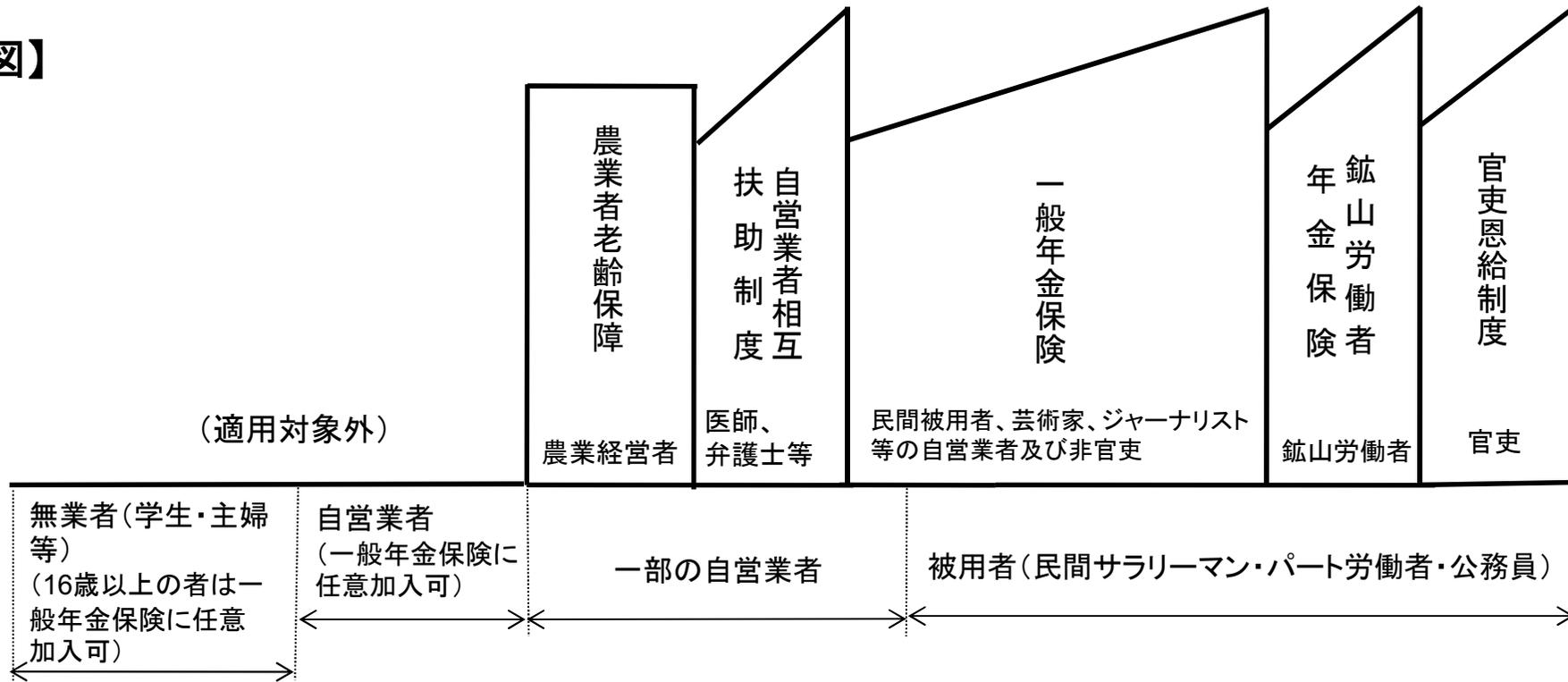


ドイツの年金制度概要

【概念図】



【制度の概要】

社会保険方式の所得比例年金制度が職種ごとに分立（官吏恩給制度については税でまかなわれている。）

<一般年金保険の制度概要>

- 対象者
 - … 民間被用者、芸術家、ジャーナリスト等特定の職業に従事する自営業者及び非官吏
- 保険料率(2015年末)
 - … 被用者:賃金の18.7%(労:9.35%、使:9.35%)
 - … 自営業者:所得の18.7%
- 最低加入期間
 - … 5年
- 支給開始年齢(2015年末)
 - … 65歳4か月(2029年までに67歳に引上げ)
- 国庫負担(2013年)
 - … 給付費の27.3%

【給付の構造】(老齢年金)

(年金額算定式) 個人報酬点数(※1) × 年金種別係数(※2) × 年金現在価値(※3) (月額) (2015年)

(※1)個人報酬点数: 個人の報酬を全被保険者の平均報酬に対する比として各年毎に算定した値を全被保険者期間を通じて合算した点数。

(※2)年金種別係数: 年金の保障目的に応じて年金種別別に定められた係数のこと。老齢年金の場合は1.0。

(※3)年金現在価値: 全被保険者の平均報酬額に相当する保険料を1年間拠出したときに受給できる老齢年金月額額に相当する額 (個人報酬点数1点当たりの単価)。

※年金現在価値は、賃金の伸び率や保険料納付者に対する年金受給者の比率等に応じて毎年スライドする。
2015年7月以降は旧西独地域は29.21ユーロ(約3,900円)、旧東独地域27.05ユーロ(約3,600円)。

※換算レートは2015年12月中に適用される裁定外国為替相場(1ユーロ=134円)による。

【沿革】

1891年	労働者年金保険制度発足
1913年	職員年金保険制度発足
1957年	1957年 年金改革 (年金額の賃金スライド制導入等)
1972年	1972年 年金改革 (自営業者及び専業主婦等に対する任意加入制度の導入等)
1992年	1992年 年金改革 (支給開始年齢の段階的引上げ等)
1996年	1996年 年金改革 (支給開始年齢引上げの前倒し)
2001年	2001年 年金改革 (保険料率の将来的な上限設定と給付水準の引下げ等)
2004年	2004年 年金改革 (年金給付額の算定に用いる「持続性ファクター」(年金受給者と保険料納付者との関係を年金額に反映させる持続可能性要素)の導入等)
2005年	一般年金制度発足(職員年金保険と労働者年金保険が統合)
2007年	年金保険支給開始年齢調整法制定 (65歳の年金支給開始年齢を段階的に67歳に引上げ)